

細則

第1条（専門医制度施行細則の制定）

専門医制度規則の施行について、この規則を定める。

第2条（審議会事務の実施場所）

審議会の事務は、本学会事務局において行う。

第3条（審議会の構成）

審議会は、審議会議長、資格審査委員長、試験委員長、及び各審議会委員によって構成される。

第4条（委員長の任期）

委員長は理事長が委嘱する。その任期は2年とし再任を妨げない。

第5条（委員の選任）

各委員は本学会理事会によって選任され、理事長が委嘱する。その任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条（欠員の補充）

審議会の構成委員に欠員が生じたときは、当該委員の補充を行う。但し、任期は前任者の残任期間とする。

第7条（認定申請の期限）

認定申請の期限は毎年10月末日とする。

第8条（審査の終了時期）

全ての審査は、申請の翌年の3月末日までに終了することを目途とする。

第9条（資格の発効日）

承認された専門医の資格は、認定の行われた日から発効する。

審査の結果は、理事会の承認を得た上で本学会ホームページに発表する。

第10条（業績の要件）

専門医資格審査に提出する業績には喘息学会総会または研修会に2回以上の出席を含まなければならない。

第11条（診療経験）

専門医資格審査に提出する診療経験の内容及び申告方法は、専門医制度運用内規に定める。

第12条（受験料の納付）

専門医の認定を申請する者は、受験料とし1万円を納付しなければならない。

第13条（認定料の納付）

専門医認定証の交付を受ける者は、認定料として3万円を納付しなければならない。

第14条（細則の変更手続）

この細則の変更は、審議会の議を経て、理事会の承認を受けなければならない。

第15条（疑義の対応）

細則の実施に関して生じた疑義については、審議会の議による。

附則

令和4年4月5日制定